

第2部 計画の実現に向けた取組み

第2章 循環型社会

基本目標・施策

資源の有効活用

第1節

個別目標・施策

ごみ排出量の削減と資源循環の推進

P32~P35

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します

取組みの柱② ごみ排出量を削減します

第2節

個別目標・施策

環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

P36~P38

取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます



長崎市リサイクルイメージキャラクター
「ハローリサちゃん」

第1節

個別目標・施策 ごみ排出量の削減と資源循環の推進

現状・課題

- 【現状】 ✓レジ袋の有料化などにより、脱プラスチックの意識が高まっている
 ✓食品ロス削減などの活動をすすめる団体や事業者が増加している
- 【課題】 ✓ごみの分別とリサイクルの推進の徹底が必要

○長崎市で排出された使用済みペットボトルの一部を、ケミカルリサイクルによって、ペットボトルまたはペットボトルの原材料（PET 樹脂）に再生する「ボトル to ボトルリサイクル」を実施しています。

○令和2年7月のレジ袋の有料化などにより、市民のごみ問題への関心が高まっています。

○令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行など、国によるプラスチックを取巻く制度改正を契機として、プラスチック資源の更なるリサイクルをすすめる必要があります。

○市役所では、市民や事業者に対し、市民のごみの減量やリサイクルの推進に向け、ごみの減量化「4R※1」を通して子どもたちへの環境教育や、各地域のリサイクル推進員※2との連携により、ごみの分別指導などに取り組んでいます。

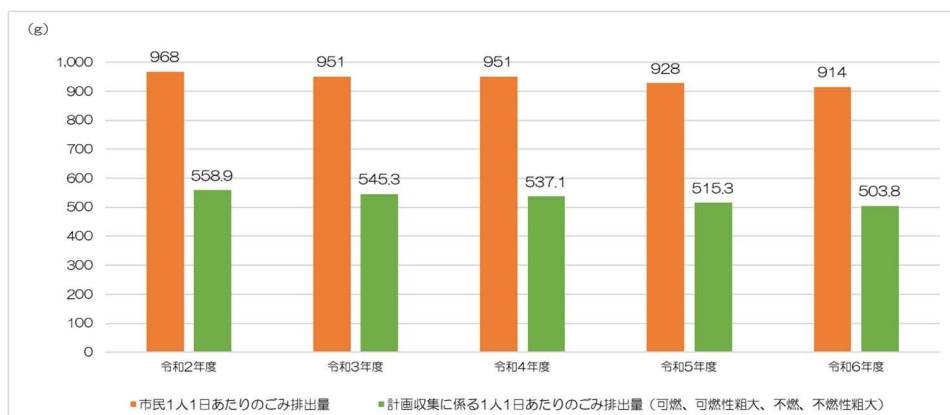
○長崎市では、リサイクル推進員活動や集団回収活動などの組織的な活動が長年続いていることや、SDGsの達成に繋がる食品ロス削減などを推進する企業や団体が増加していることから、市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。

○しかしその一方で、燃やせるごみの中に、まだ食べられる食品やリサイクル可能な古紙、プラスチック製容器包装が含まれていたり、燃やせないごみの中に焼却可能なゴム製品や、リサイクル可能な資源ごみ、小型家電製品が含まれているなど、ごみの分別が十分ではありません。また、リサイクル推進員や集団回収登録団体の数が年々減少しており、集団回収される古紙や空き缶の回収量も減少しています。

○このような状況を改善していく取組みを実施していく必要があります。

※1 4R：
 ごみ減量化のキャッチフレーズ。
 「Refuse（断る）」
 「Reduce（減量化）」
 「Reuse（再利用）」
 「Recycle（再生利用）」

※2 リサイクル推進員：
 自治会単位で市からのリサイクルに関する情報の提供や、地域の要望の伝達、ごみの分別指導等を行うごみ減量のリーダー。



■市民1人1日当たりのごみ排出量推移

個別目標・施策 ごみ排出量の削減と資源循環の推進

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します

取組みの柱② ごみ排出量を削減します

取組みの柱① 資源物分別収集を促進します



市民・団体の取組み

環境行動	行動による効果
 プラスチックごみはきれいにして排出します	効率的にリサイクルを促進します
 ごみを正しく分別します 紙資源を守ります	効率的にリサイクルを促進します
 自治会等による集団回収に積極的に参加します	地域で資源を守ります
 リサイクルの推進や集団回収活動を行います	地域で資源を守ります

事業者の取組み

- ・事業系一般廃棄物減量等計画書に基づき減量化をすすめます
- ・地域や自治体の活動に積極的に参加します
- ・組織で分別収集に取り組みます

市役所の取組み

- ・集団回収活動を支援します
- ・リサイクル推進員の活動を支援します
- ・適正な分別の周知・啓発を行います
- ・資源物の拠点回収など資源循環のための仕組みづくりをすすめます



取組みの柱② ごみ排出量を削減します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	食べ残しをしません	食品ロスを減らします (リデュース)
	今持っている服を大切に着ます 長く着れる服を選びます	ごみを減らします (リデュース)
	必要な分だけつくります 食材は残さず使い切ります	食品ロスを減らします (リデュース)
	必要な分だけ買います マイバッグを持参します 過剰包装を断ります 中古品を活用します グリーン購入※1等環境にやさしい製品を買います 詰替え用製品を買うようにします	ごみを減らします (リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)
	マイボトルを持参します	ごみを減らします (リデュース)
	修理や補修をして長く使います	ごみを減らします (リユース)

事業者の取組み

- ・リサイクル製品やエコマーク製品の製造・販売に努めます
- ・事業系一般廃棄物減量等計画書に基づき減量化をすすめます
- ・再資源化に関する技術開発に努めます
- ・4R に積極的に取り組みます
- ・フードドライブ※2などの食品ロス削減の取組みをすすめます
- ・マイボトルの推進に取り組みます
- ・手続のオンライン化やペーパーレス会議の実施により申請書や会議資料に利用する紙の使用を抑えます
- ・グリーン購入等環境にやさしい製品を買います

市役所の取組み

- ・4R の取組みの普及・啓発を行います
- ・フードドライブや30・10運動※3などの取組みをすすめます
- ・自治会をはじめ学校など幅広い世代を対象に出前講座を行います
- ・リサイクル推進員の育成に取り組みます
- ・廃棄物減量化推進店舗の拡大に取り組みます
- ・補助制度等により市民の4R の取組みを支援します
- ・イベントや広告等を活用しながら、4R の普及・啓発をすすめます
- ・マイボトル用給水器の設置等、マイボトルの推進に取り組みます
- ・グリーン購入等環境にやさしい製品を買います
- ・粗大ごみリユースの取組みをすすめます

※1 グリーン購入：
製品やサービスを
購入する際に、
環境を考慮して、
必要性をよく考
え、環境への負
荷ができるだけ少
ないものを選んで
購入すること。

※2 フードドライ
ブ：
家庭で賞味期限
は切れていない
が、忘れられて保
管されたままに
なっている「もっ
たいない食品」や
「余っている食
品」を学校、地域、
職場などが窓口
になって回収し、
フードバンクを
通じ、必要として
いる福祉団体、施
設に寄付する活
動のこと。(P35
参照)

※3 30・10 運動：
宴会時の食べ残
しを減らすため
のキャンペーン
のことで、「乾杯
後 30 分間」は席
を立たずに料理
を楽しみ、「お開
き 10 分前」にな
ったら、自分の席
に戻って、再度料
理を楽しみまし
ょう、と呼びかけ
て、食品ロスを削
減するもの。

成果指標

○計画収集に係る 1 人 1 日当たりの
ごみ排出量（燃やせるごみ・可燃性
粗大ごみ、燃やせないごみ・不燃性
粗大ごみ）

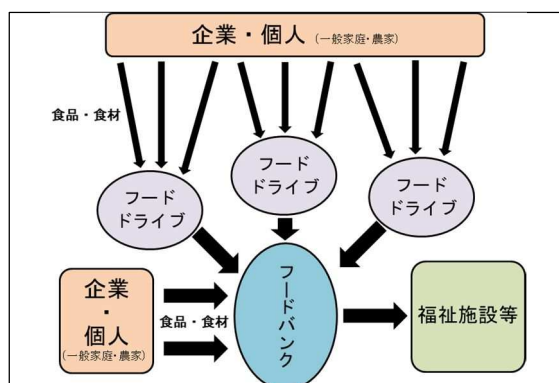


コラム 「フードドライブ」、広がっています！

フードドライブとは、まだ食べることができる未利用食品を、地域や団体などが窓口となって一時的に預かり、その食品をフードバンク団体などを通じて子ども食堂や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動です。

長崎市では、「資源循環課」や「サステナプラザながさき」の窓口において、常時、フードドライブを行っています。10月の食品ロス削減月間の中で10月30日の食品ロス削減の日（令和7年度は10月30日に実施）には、市役所本館一階ほか全地域センター（中央地域センター以外）などでフードドライブを実施し、たくさんの市民の皆様や事業所から食料が集まりました。

令和7年度は、合計1.2トン以上（令和8年3月5日現在）の食料の提供をいただき、「もったいない」を「ありがとう」へつなげることができました。



第2節

個別目標・施策 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

現状・課題

【現状】 ✓処理方法の工夫により、ごみの最終処分場の延命化と資源の有効活用を行っている

【課題】 ✓今後は関連法令に基づき、プラスチックごみの再資源化をすすめることが必要

✓産業廃棄物処理と不法投棄対策の徹底が必要

○日常生活や事業活動から常時発生する廃棄物は、一般廃棄物^{※1}と産業廃棄物^{※2}に区分されます。

○一般廃棄物については、「長崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者に分別の徹底を指導するとともに、排出された燃やせるごみは東工場及び西工場焼却処理を、燃やせないごみは三京クリーンランド埋立処分場で最終処分を行っています。

○平成28年7月に、「プラスチック製品」「ゴム製品」「革製品」を燃やせないごみから燃やせるごみへ変更し、更に「プラスチック製品」は、令和8年度から、プラスチックごみとして一括回収し、民設民営の処理施設において再資源化する取組みを進めており、焼却施設の負担軽減と最終処分場の更なる延命化を図っております。

○令和8年度から、三京クリーンランド埋立処分場に搬入される燃やせないごみについて、燃やせないごみに含まれる有用金属や可燃ごみ等の選別を三京クリーンランド埋立処分場で試験的にを行います。

○東工場については、稼働後30年以上が経過したため、令和4年度から老朽化に伴う建替事業を行い、令和8年度に供用開始しています。

○産業廃棄物については、平成23年4月に廃棄物処理法が改正され、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化や廃棄物処理施設の維持管理対策の強化がなされました。そのため、立入検査等の監視・指導の強化を図りながら、排出事業者、収集運搬業者、処分業者に、適正処理を徹底させる必要があります。排出事業者には、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が義務付けられていますが、提出を徹底させる必要があります。

○また、不法投棄については、監視カメラの活用などにより、減少傾向にありますが、市内全域で発生するため、監視が行き届く場所と行き届かない場所があり、根絶には至っていません。今後も不法投棄の根絶に向けて、土地の所有者や管理者が不法投棄をさせないように所有地の管理を徹底する必要があります。

※1 一般廃棄物：産業廃棄物以外のすべての廃棄物のこと。

※2 産業廃棄物：事業所の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた20種類の廃棄物と輸入された廃棄物のことで、その処理責任は排出する事業者にある。

個別目標・施策 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます



取組みの柱① 廃棄物を適正に処理します

市民・団体の取組み

環境行動		行動による効果
	ごみを正しく分別します ごみの不法投棄・ポイ捨てはしません	放置ごみを減らします
	マナーを守ってペットを飼育します	ペットのふん尿ごみを減らします
	不法投棄をさせないよう所有する土地を適正に管理します	放置ごみを減らします

事業者の取組み

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関連法令を遵守します
- ・不法投棄をしません
- ・産業廃棄物を適正に処理します

市役所の取組み

- ・「一般廃棄物処理基本計画」に基づき一般廃棄物を適正に処理します
- ・ごみ分別の周知・徹底に取り組みます
- ・排出されるごみの再資源化量を増やします
- ・ごみの収集・運搬処理の効率化をすすめます
- ・一般廃棄物処理業者や排出事業者に対する指導を徹底します
- ・産業廃棄物処理に関する監視・指導を強化します
- ・不法投棄の監視パトロールや投棄者への指導を強化します
- ・不法投棄をなくすため、適正な処理の周知・啓発をすすめます



取組みの柱② 処理施設の整備等をすすめます

市役所の取組み

- ・ 処理施設の計画的な整備と、安全で効率的な維持管理に努めます

成果指標

○最終処分場の年間埋立量



22,486
t

(令和元年度)



17,788
t

(令和12年度)

コラム 坂のまち長崎の「引き出し箆」によるごみ収集

長崎市ではごみ収集車が通れない狭い道路が多く、高台や斜面地区でのごみ収集は「引き出し箆」を用いた収集を行っています。専用の緑の箆に「スラセ」と呼ばれる樹脂製のそりや車輪を取り付けたものを、作業員が引きながらごみ収集を行うことから、「引き出し作業」と呼ばれています。

また、現在は主に斜面地区にお住まいのごみ出し困難な高齢者、障害者を対象に戸別訪問による「ふれあい訪問収集」事業を行っていますが、利用者の増加に対する作業体制の維持が課題です。

